

令和5年度鳴門市職員採用試験受験案内

(令和5年9月1日採用予定)

[受付期間] 令和5年6月1日(木)～令和5年6月14日(水)

[第1次試験日] 令和5年7月9日(日)

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
(上級) 一般行政事務職 ＜ドイツ語＞	1人程度	市の各部局において一般行政事務に従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

各試験区分の受験要件をすべて満たす者が、その試験区分の試験を受けることができます。

試験区分	受験要件
(上級) 一般行政事務職 ＜ドイツ語＞	1 昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 2 国又は地方公共団体若しくは国際交流若しくは国際協力の推進を主たる目的とする団体において、3年以上国際交流又は国際協力の業務に従事した経験を有する者(令和5年6月現在) 3 日本語及びドイツ語を母語とする者と同等の能力を有する者で、次のいずれかの資格を有する者 (1) 日本語を母語とする場合、ドイツ語技能検定試験1級合格者 (2) ドイツ語を母語とする場合、日本語能力試験N1合格者 (3) 日本語及びドイツ語を母語としない場合、ドイツ語技能検定試験1級合格者かつ日本語能力試験N1合格者 4 普通自動車運転免許を有する者

上記の受験要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条に定める欠格条項(下記の①から③までの事項)に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 鳴門市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。

※ 日本国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。(受験は可能です。)

3 試験の日時・場所

日時		試験会場
令和5年7月9日(日)	(受付) 午前8時30分から午前8時45分まで (試験) 語学力試験・論文試験・口述試験 午前9時から午後4時頃まで	鳴門市共済会館3階 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

※ 筆記具(HBの鉛筆、消しゴム)を持参してください。

4 試験の方法

試験区分	試験種目	出題分野等
(上級) 一般行政事務職 ＜ドイツ語＞	語学力試験	ドイツ語和訳、和文ドイツ語訳及び面接形式で日本語又はドイツ語の語学力をみます。
	論文試験	日本語により文章による表現力、課題に対する理解力、論理性等をみます。
	口述試験	主として、人物及び職務に対する意欲等についての個人面接を日本語で行います。

5 合格者の発表

期日	方法
7月下旬	全員に合否の結果を通知します。 鳴門市掲示場(市役所本庁舎南側玄関横)、鳴門市公式ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲示します。

6 受験手続

(1) 申込書の請求

- ・申込書は市役所案内（本庁舎1階）及び人事課（本庁舎2階）で配布します。
- ・郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験（上級行政事務職＜ドイツ語＞）申込書請求」と赤字で記入し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）で返信先を明記していることを同封して、人事課に請求してください。
- ・申込書は市公式ウェブサイト（<https://www.city.naruto.tokushima.jp/>）からダウンロードできます。

(2) 申込方法

次のいずれかの方法で申込をしてください。

【電子申請による場合】

- ・具体的な手続きは、別紙「電子申請申込方法」を参照してください。
- ・令和5年6月14日（水）の申込完了分まで有効です。

【持参又は郵送による場合】

- ・申込書に所要事項を記入し、受付期間内に人事課へお申し込みください。ダウンロードした受験申込書は、厚口の用紙に両面印刷するか表裏を貼り合わせて両面にしておいてください。

《持参する場合》

- ・令和5年6月1日（木）から令和5年6月14日（水）まで。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日は受付できません。

《郵送する場合》

- ・封筒の表に「（上級行政事務職＜ドイツ語＞）採用試験受験申込」と赤字で記載し、必ず簡易書留郵便にしてください。
- ・受験票には必ず63円切手を貼っておいてください。
- ・令和5年6月14日（水）の消印があるものまで有効です。

◆注意事項

- ・受付期間（郵送の場合は有効消印日）を過ぎた申込みは、いかなる理由があれ受理いたしませんので、余裕をもって申込みをしてください。
- ・申込書を受理した場合は、受験番号を指定のうえ受験票を交付又は郵送します。試験当日は必ず受験票を持参してください。
- ・令和5年7月3日（月）までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。
- ・受験票のない場合又は遅刻した場合は受験できません。
- ・受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7 合格から採用まで

- ・最終合格者は採用候補者名簿に登載し、任命権者が採用者を決定します。
- ・採用は、令和5年9月1日の予定です。
- ・職務経験や取得資格の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等を提出していただきます。
- ・地方公務員法第2条の規定により、採用後6箇月は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

8 書類提出及び問合せ先

鳴門市企画総務部人事課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

電話：088-684-1122

E-mail: jinji@city.naruto.i-tokushima.jp

9 給与

初任給は、鳴門市職員諸給与条例（昭和32年鳴門市条例第30号）等の規定により、原則次のとおり支給され、このほか該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴等がある場合は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。

学 歴	給料月額（令和5年4月1日現在）
大 卒	185,200円

10 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果については、鳴門市個人情報保護条例（平成16年鳴門市条例第2号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、日曜日、土曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等本人の顔写真が添付されている書類）又は受験番号票を持参のうえ、鳴門市企画総務部人事課に来ていただき、所定の用紙に受験番号と氏名を記入していただきます。なお、電話やはがき等による請求はできません。

開示請求できる者	開示内容	開示時期	開示場所
受験者本人	総合得点及び総合順位	合格者発表日の翌日から1箇月	鳴門市企画総務部人事課

11 試験会場について

- ・試験会場近辺には飲食店が少ないため、昼食等は各自で準備し、ごみ等は必ず持ち帰ってください。
- ・時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。

12 その他

- ・ マスクの着用は個人の判断でお願いします。
- ・ 咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- ・ 咳や発熱などの症状がある場合、体調がすぐれない場合やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合には、受付時にお申し出ください。別室で受験をお願いする場合があります。
- ・ 試験中において係員が適宜、窓やドアを開け換気を実施する場合がありますので、温度調節のしやすい服装でお越しください。
- ・ 試験中は、咳エチケットの遵守とこまめな手洗いの実施をお願いします。なお、試験会場には手指消毒用のアルコールを設置しますので、適宜使用してください。
- ・ 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに鳴門市公式ウェブサイト (<https://www.city.naruto.tokushima.jp/>) でお知らせします。